

会 議 録

- 1 附属機関の会議の名称 平成27年度第5回水戸市行政評価委員会
- 2 開催日時 平成27年8月31日（月）午後1時15分から午後3時30分まで
- 3 開催場所 本庁舎前プレハブ会議室
- 4 出席した者の氏名
  - (1) 委員  
大谷由美子, 高井美智明, 宮内久江, 吉田勉（氏名五十音順）
  - (2) 執行機関  
磯崎和廣, 小川喜実, 川上悟, 堀野辺直, 山田政則, 深谷晃一, 吉川彩美, 宮本陽子,  
田中誠一, 播田実俊一, 岩谷勉, 木村佳典, 鈴木功, 黒須雅維
  - (3) その他
- 5 議題及び公開・非公開の別  
平成27年度事務事業の評価（新規評価）について（公開）
- 6 非公開の理由
- 7 傍聴人の数 0人
- 8 会議資料の名称  
⑫平成26年度事務事業の評価1（案）
- 9 発言の内容
  - **事務局** 本日は、お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。定刻となりましたので、平成27年度第5回水戸市行政評価委員会を開会させていただきます。初めに、資料の確認をさせていただきます。（資料⑫確認）本日の出席委員は、4名でございます。\_\_\_委員は、御都合により、欠席との御連絡がございましたので、御報告いたします。なお、本日も評価対象の各事務事業の担当課が出席しておりますので、よろしく願いいたします。それでは、議事進行につきましては、\_\_\_委員長にお願いいたします。
  - **\_\_\_委員長** それでは、会議次第に基づき、議事を進めたいと思います。皆様の御協力をよろしく願いいたします。それでは、会議録の公表の関係で、会議録署名人を指名させていただきます。\_\_\_委員と\_\_\_委員にお願いいたします。

それでは、早速、議事に入りたいと思います。その前に参考資料として、介護保険課から頂いた平成26年度不納欠損額の事由別調書の件なのですが、介護保険課から出していただいたのですが、実は介護保険課だけの問題ではないだろうということで、\_\_\_委員の方から御説明があります。

- \_\_\_委員 介護保険課から資料を出していただきました。用紙を見ていただくと、不納欠損にした事由ですが、死亡転出等、居所不明、納付困難、納付約束不履行、公示送達の五つに分かれているわけですが、公示送達をして納付がないというのは、居所不明の場合に公示送達をして、納付金を発生させているということなのですが、公示送達をもって納付がないと、つまり不納欠損ができるというのが分かりません。例えば納付困難であれば、納付困難を理由に減免しているのかも分かりません。一番多い時効がないのが、居所不明ないし納付困難で時効を迎えてそれを不納欠損にしていると推測しますし、いずれにしろちょっとこの五つの事由が相互に関係して重複したりしているので、よく分からないというのが正直なところですよ。おそらくこれは会計課ないし財政課のような所で統一したフォーマットを作って、それを各課に書いていただいているのだらうと思います。国保年金課さんもこの資料は書いていますよね。
- 国保年金課 この項目については、こういった事項ではないのですが、持っています。
- \_\_\_委員 この五つは介護保険課が考えているのですか。水戸市として統一したフォーマットに書いてあるわけではないのですか。
- 国保年金課 これとは違うのですが、お話を伺った件で整理したものをお持ちしております。
- \_\_\_委員 国保年金課のお話ではないのですが、出されたこの資料の事由が分からないので、水戸市としてこのような理由で統一したフォーマットで整理している可能性があるんで、もう一度整理してはどうかと思ったのです。
- \_\_\_委員長 当委員会としては、たまたま今回は介護保険課から出していただいたのですが、滞納整理事務の1年目評価と2年目評価に関して、我々が検討した全ての課に対して、不納欠損の処理に関する書類を明後日までに提出していただきたいと思っています。少しお時間を頂いて検討する必要があるのかなと考えているのですけれども、どうでしょうか。

それと、昨年度は延滞金をどうされていますかというのが全体の問題として浮き上がってきて、今回は延滞金の問題にプラスして、不納欠損についての処理というのが、個別の問題というよりも、今年全体の問題として浮き上がってきました。どうもお聞きすると、市全体として統一したフォーマットではないということなので、財政課とかそういう所で、不納欠損処理についてどのように処理しているのか、各課でどうなっているのかということを検討して、2年目の委員会としての全体の指摘事項として行わないといけないのかなと考えた次第であります。

したがって、終わった所もありますけれども、滞納整理事務を検討した全ての課に対して、不納欠損処理についてのフォーマットなり手続なりが分かるものを御提出していただいて、それをちょっと見ていこうと思います。

- \_\_\_委員 統一したフォーマットというのは、この形ということですか。

- **\_\_\_委員長** いいえ、統一したフォーマットがあるのかもまだ分かりません。
- **\_\_\_委員** これが何についてまとめているのかが分かりません。この事由が重複しているし、十分に整理されているとも思えません。これが引き続いて統一してやっているとしたら、担当者はどのように分類するのか分かってやっているはずですので、そこをまずお聞きしたいです。統一的にやっているのか、課で独自にやっているのか、まず確認していただくのが先決です。それが終わった後には、これに似たようなものを各課で持っているはずなので、明後日までに出示していただきたいということです。
- **\_\_\_委員長** その上で各課の分類に問題がないか、私たちが検討できればというふうに考えているということです。よろしいでしょうか。では、事務局の方で、私たちが要請した1、2年目の事由別調書を、明後日までに御連絡いただければと思います。したがって、今回配っていただいた資料は使用しないということです。

では、既に議事に入ってしまったが、委員の皆様には、お忙しい中、各事務事業についての評価案を作成していただき、ありがとうございました。本日は、各委員の評価案に基づき、議論を進めていきたいと思えます。審議は、一つの事務事業についての審議時間は25分程度として、本日は、新規で対象事務事業となっている資料⑩の一覧表で、7事業のうち3事業の評価を実施したいと思います。進め方ですが、我々の方でまず、事務事業の評価について、担当の委員の皆様から簡潔に御説明をいただいた後、審議を行ってまいりたいと思えます。なお、本日は、各事務事業の担当課に出席いただいておりますので、質疑応答して25分以内に評価終了か見直しの上で継続かということを判断させていただきたいと思えます。また、審議が済んだ担当課は退席いただくということで、御了承願います。進め方については、以上の方法でよろしいでしょうか。

では、最初に後期高齢者医療保険料滞納整理事務について、担当いただいた\_\_\_委員から結論、事由、御指摘等々御報告いただいて、その後質疑応答、評価とさせていただきます。ではお願いします。

#### **後期高齢者医療保険料滞納整理事務について**

- **\_\_\_委員** ヒアリングさせていただいてありがとうございました。基本的には業務は適切に行われていました。特別徴収以外の口座振替の点検など行うことによって、徴収漏れがなくなるということを改善されているのを確認しました。しかしながら、面談をするなどの滞納を防ぐための対策などについて、例えば交付期限が短い短期保険証に切り替えて早めに払っていただくことをしていました。後期高齢者なので、収入としては難しい方もいらっしゃると思いますが、そういうことで促していました。保険証を取り上げるということは問題がありますが、ぎりぎりまで頑張っているということが分かりました。

ただ、お話をお聞きする中で、どうかと思うところもありました。先ほどから気になっている不納欠損の仕方です。例えば、高齢の方でどうしても納付できない場合は、2年待つて不納欠損にしているということです。時効の動きだと思えるのですが、漫然と時効を迎えているというケースがあるのかないのかというのが分かりづらい所がありました。それに、滞納処分の執行停止をして3年後に債権が消滅するパターンもありますし、それから同じ条文ですが、地方税法の準用をしていますけれども、時効を待たずに即時

消滅させるケースもできないことはないわけですが、そういうケースがどう整理されているのか、整理が必ずしも十分ではないという印象を持ちました。国保年金課だけではないかもしれませんが、その辺りの取扱いの徹底という意味で、継続してはどうかということを経験として述べさせていただきます。

- **\_\_\_委員長** 一次評価ですと、②のウです。改善の上評価をするということですので、終了ということではなく、見直しの上で継続していただくということです。
- **\_\_\_委員** 一次評価も効率化を図るということで終えていたわけですが、効率化という意味がどういうものを指しているかというのをヒアリングで聞き逃してしまったので、私としては事務の整理上、合理的な事由かどうかというのが疑問に思ったので、継続としました。この効率化を図るというのは、具体的にどういうことですか。口座振替の徹底とかそういうことですか。
- **国保年金課** 現年度中心に効率化を図るということで、口座振替とかコンビニ収納、ゆうちょ収納に力を入れていくということです。収納対策の事務は専門性が高い事務ですので、後期高齢者医療系の担当職員と嘱託職員中心に行っています。限られた職員数の中でも係全体で対応し、納付促進というものを図れるような形でやっていきたいということで、今回報告させていただいております。
- **\_\_\_委員** 効率化というのは、職員の体制を強化していくということですか。ノウハウをちゃんと備えるということですか。
- **国保年金課** 収納対策ということで、そういった部分をやはり他の職員もということですね。
- **\_\_\_委員** 分かりました。私が指摘させていただきました不納欠損の手続ということの決定というのはどうですか。
- **国保年金課** 先日ヒアリングをさせていただきまして、その時に体系的にうまく説明ができず、御指摘いただいたところもありますが、補足で整理をもう一回説明させていただければと思います。後期高齢者医療制度の不納欠損の実績につきましては、平成 26 年度実績として、343 万 7 千円で件数が 466 件、この件数というのが後期高齢者医療制度では期別にお支払いただいておりますので、1 期から 8 期までそれを 8 件としておりまして、その期が溜まった件数が 466 件ということになっています。後期高齢者医療制度自体は茨城県後期高齢者医療広域連合が主体となって実施しておりまして、こういった不納欠損の処分につきましては、その広域連合の不納欠損の認容基準に基づいて処分を行っているところでございます。全体の 466 件のうち 6 件は、相続人が放棄したという即時消滅によるもので、不納欠損を行っております。残る 460 件が、時効により不納欠損を行ったものですが、そのうちの 90%以上が生活困窮による執行停止の時効を迎えた件数でして、この要件としては、生活保護の適用を受けたものがこの件数となっております。残る 1 割未満は所在不明で時効を迎えたものでして、徴収嘱託員による訪問調査を行っているものですが、その調査の結果、居所不明と判明しまして、市民課の方に調査依頼をかけて、その結果職権消除ということで、ここには載せていない削除された件数になります。件数で申しますと、執行停止の一覧というのを広域連合に定期的に出しているのですが、最近 100 件ほど執行停止の報告をしているのですが、即時消滅が 10 件、

所在不明により執行停止した人が2件、件数は基数で数えておりますので人数の方はまた違ってくるのですが、残る88件については生活保護適用で生活困窮による執行停止としたものです。ただ今説明しましたように、過年度滞納については調査を行っていきま

- **\_\_\_委員** この100件というのは現年度ですか。
- **国保年金課** 今年の3月に広域連合に報告するのですが、年度に2回報告することになっております。
- **\_\_\_委員** 100件というのはいつのものですか。平成26年度なのか平成26年度後半なのか、どちらですか。
- **国保年金課** 前半に報告しましたので、それからということです。
- **\_\_\_委員** 平成26年度後半ということですね。
- **国保年金課** そういった形で執行停止がかかった者として、3月で100件ということで、これは納期限とか時効完成の日付は全て一致していないような状況なのですが、最終的に時効を迎えた後に不納欠損処分をするということになっておりまして、基準に基づいて不納欠損処分をしているということです。
- **\_\_\_委員** お聞きしたいと思いますが、即時消滅と生活困窮の違いは何ですか。即時消滅10件、生活保護88件の違いです。即時消滅というのは、執行停止してすぐに債権を放棄するということですよ。
- **国保年金課** 被保険者が亡くなられた場合、そういった場合だと相続人に債務が行くのですが、確認をしたところ、債務を放棄された方が即時消滅ということです。
- **\_\_\_委員** 生活保護受給者の場合は執行停止後何年で消滅しますか。
- **国保年金課** 生活保護につきましては、こちらで担当課と連携しながら把握していくのですが、その後、生活保護支給が決定された方の時効完成が、例えば1月であったりとか2月であったりとか、月によって時効が完成する形が変わってくるのですが、時効消滅が決まってから不納欠損処分を行っていくことになっていまして、後期高齢者医療制度の場合ですと、保険料の時効が2年というようになっています。なお、時効の中断も行っています。
- **\_\_\_委員** 時効の中断もしているのですか。
- **国保年金課** 嘱託徴収員が臨戸訪問をして、滞納されている方には最低一度訪問をしてお支払いいただいたりしているのですが、そういった場合に、分納誓約書を結んでいただいたりですか、時効の中断ということを図っています。
- **\_\_\_委員** 460件というのは何でしたか。
- **国保年金課** 平成26年度に不納欠損をした件数ということです。
- **\_\_\_委員** 343万円となっていますが、これが460件なのですね。460件を事由別にざっくりいうと何ですか。
- **国保年金課** 全体が466件、そのうち6件が即時消滅ですが、残る部分に関しては件数を出していないような形ですが、9割以上が生活保護適用による不納欠損、残り1割が居所不明による不納欠損です。
- **\_\_\_委員** 466件の内訳は出していないということですね。

- **国保年金課** 466 件の中の数字は詳しくは出していません。
- **\_\_\_委員** 466 件の中で今年度は 100 件なのですね。
- **国保年金課** 平成 26 年度後半に執行停止をかけたのが 100 件です。
- **\_\_\_委員** そうすると、平成 26 年度の後半ですね。466 件というのは、平成 26 年度の不納欠損ですよ。分類はしてないということですね。
- **国保年金課** はい。
- **\_\_\_委員** してはいないのだけど、平成 26 年度の後半だけはしているということですか。
- **国保年金課** 先ほどの内訳は不納欠損の内訳ではなく、執行停止が 100 件の内訳ということですよ。
- **\_\_\_委員** そうすると、不納欠損は執行停止以外に何かあるんですか。
- **国保年金課** 全て執行停止を経て不納欠損ということになっています。中には今年度執行停止をしたものについても、例えば平成 28 年度に時効を迎えるケースというのがありますので。
- **\_\_\_委員** 年度内で執行停止したものが消えないということですね。平成 26 年度の過年度分として不納欠損したケースが 466 件と、それがいつ執行停止したのかは、前と 2 年前とで分かれる、それをきめ細かく見るために、執行停止を平成 26 年度後半に執行停止したのを見るためにピックアップしましたということですね。ピックアップした結果執行停止をどうしてしたかという、即時消滅させたのが 10 件で、所在不明はどうしますか。2 年待つのですか。
- **国保年金課** 2 年待ちます。時効を待ちます。
- **\_\_\_委員** 所在不明というのは執行停止した理由になるわけですね。即時消滅がないから 2 年くらい待つしかないということですね。それはいいと思うのです。あと、生活保護の受給者で生活困窮が 88 件で、執行停止した後に 3 年ですか、2 年ですか。時効の 2 年ですか、それとも執行停止後 3 年ですか。
- **国保年金課** 2 年です。時効を迎えたものから不納欠損ということになります。
- **\_\_\_委員** 時効の中断は、生活保護の場合はやらないということですか。
- **国保年金課** 生活保護の受給ということであれば、執行停止をかけていきます。
- **\_\_\_委員** ヒアリングの時は不明瞭だったのですが、特に問題ないような気もしてきました。
- **\_\_\_委員長** 他の委員の方で御質問等がありますか。
- **\_\_\_委員** ヒアリング時の資料を見ていたのですが、亡くなった方の保険料についてはどう対応しているのかということですが、相続放棄があった場合は地方税法第 15 条の 7 第 5 項で対応しているとありますけれども、相続の放棄があったってというのはどういうふうを確認していますか。
- **国保年金課** 相続放棄の確認の仕方ですね。基本的な保険料自体は、相続された方に私どもが亡くなった方の分の保険料として請求をするのですが、中には相続放棄をしていて、相続放棄の確認の書類を取りましたら、そのように処理させております。
- **\_\_\_委員** どこかから相続を放棄しているという情報が上がってくるのではなく、相

続人の方から相続を放棄しましたという申出をしてもらってということですか。

- **国保年金課** 申出をしていただくという形です。
- **\_\_\_委員長** よろしいでしょうか。当初担当委員の\_\_\_委員からは見直しの上継続となりましたが、更に補足で質問していただいた結果、現状のまま継続という、評価終了ということですが、どうでしょうか。
- **\_\_\_委員** ヒアリングが不十分ですみませんでした。効率化を図ることなので、そこを踏まえると終了という認識がないようなので、その辺を私が強くチェックすればよかったですけれども、不納欠損については口頭でやりとりした限りでは、ある程度考え方があるという認識はあるのですけれども、改善の余地がこれ以上ないかという、そうでもないという認識があるのですけれども、その辺りはいかがですか。
- **国保年金課** 収納率から考えますと、現年度と過年度併せて99パーセントという状態なので、今後引き続き対策というところでは、継続としてやっていくという考え方はしております。やり方としてはまだあるのかなとは思いますが。
- **\_\_\_委員** 評価は終了してもいいという感じですか。そこの部分だけ気になったので、その他はいろいろなことをやられているので、しかも相手方が後期高齢者ということで気を配って、必ずしも冷たい対応でやるのではないとは思っているので、その辺り十分御理解されてやられているとは思いますが、ただ私が聞いた時には漫然と時効を迎えているという感じがあったので、今聞いたらそうではないということが分かりましたので、修正しまして、評価は終了でも構わないと思います。
- **\_\_\_委員長** 引き続き改善をしていただいてという付帯条件は付きますけれども、現状のまま努力していただいて、我々の委員会では評価終了ということになります。ありがとうございました。

では、次に生活保護費返還金滞納整理事務について\_\_\_委員から御説明いただきまして、生活福祉課の方々に質疑応答して、我々の判断というふうにさせていただきます。

#### **生活保護費返還金滞納整理事務について**

- **\_\_\_委員** ヒアリングの結果は、皆さんにお配りしているとおりで、生活保護制度の概要から始めて、不正受給に関する返還金につきましては厳しく対応されているということが分かりました。故意じゃない返還の方もあるようなので、その辺りについても本来貰えるはずの年金を貰えるようにして、そこから徴収されている。それから時効の中断も適切に行っている。返還金について延滞金が発生するわけですけれども、それは資力がないということで、延滞金を漫然と取らないということではなく、市税条例を準用して免除しているという手続も行われているということで、適切な事務処理というのが行われているというふうに考えられます。滞納処分はどうかと質問したところ、生活保護受給者ですから資産を持っていないので差押えができないというのも、そのとおりだと思います。そういうわけで、生活保護世帯は社会問題となっていますが、水戸市の生活福祉課としては、取り得る処置は適切に行われていると思われしますので、基本的には評価は終了でいいのではないかと考えました。
- **\_\_\_委員長** それでは他の委員の方はいかがでしょうか。
- **\_\_\_委員** 手段を改善した上でという1次評価をなされていますが、これは確認する

ということで、委員会としてということではなく、条件として、現状のまま継続という整理でよいと思います。ここにもありますが、催告というやり方について担当レベルで効果が上がらないということもあるので、今後は係長や課長補佐が同行して臨戸訪問を行うとか、収入申告義務を果たさないという人については適切に定期的に文書を送って注意喚起を行うということは、評価を継続して確認するというよりも、こういう条件で評価終了するという意味でいいのかという意味で考えています。

- **\_\_\_委員長** 他の委員の方はどうでしょうか。では、担当課にせっかく来ていただいているので、何かありますか。
- **生活福祉課** 先ほど\_\_\_委員の方から話がありました不正受給の問題ですが、生活保護というのは不足の便宜が基本でありますので、収入の金額が国の最低基準額に満たない場合に基準額に合うような補足的な生活費を支給していくものですから、常に担当ケースワーカーの訪問時には、被保護者に強く収入申告の徹底はしているところでございます。けれども、分からないだろうとうちの方に黙っているケースが不正受給につながって毎年発生してしまっていて、いたちごっこ的な形でありますけれども、その辺が頭の痛い悩みの種でございます。
- **\_\_\_委員長** そういう御苦勞も踏まえて、適切にやっていたらということ、御尽力願うということで終了にします。ありがとうございました。御退席いただいて結構です。

それでは、当委員会の3件目の審議ということで、開放学級事業保護者負担金滞納整理事務ということで、担当委員から説明をいただいて、質疑応答をしまして、当委員会の判断ということでさせていただきます。それでは担当の\_\_\_委員に御説明をお願いします。

#### 開放学級事業保護者負担金滞納整理事務について

- **\_\_\_委員** 私の意見としましては、見直しの上で継続として、今後の方針は手段を改善するとなっているのが妥当であると判断しました。保護者負担金の納付書が納付書による納付と口座振替による納付としているようですが、前回の収納率が96%程度ですが、現年度に限ると99%程度と高い数字になっています。滞納整理の手段として、督促、催告を行っていますが、1か月に一人当たり5千円程度で、他の手段を図った際の効果を考えると、これ以上の手段を現時点で実施する必要が低いのかなと思いました。

ただ、過年度の滞納に関する収納率は10%台と大幅に現年度に比べて落ち込んでいる状況です。事業開始以降、不納欠損処理を行ったことがないということで、継続して催告を行っているようですが、開放学級を利用しなくなると納付意識が薄くなると想定されることから、過年度の徴収について引き続き努力が必要かと思えます。

指摘事項として書いたのですが、ヒアリングの際に利用停止のペナルティなどを課すことは現実として難しいということがあったのですけれども、民間のサービスと比べた場合に生活保護受給者とか収入が少ない人とかには減額等の制度があるようなので、滞納が引き続き高額になっている場合は、何らかのペナルティがあってもいいのかと思いました。今後、施設の改修や法改正があって、対象が小学校3年生から小学校6年生まで拡大すると聞いたので、コストの増大が見込まれるということですので、コストが増



えた場合に保護者負担金が増えるということがある場合は、それに対する周知と回収方法の再検討が必要になると思います。

- **\_\_\_委員** 委員が書かれているように、ずっと不納欠損をされていないということですが、時効管理などはどうされていますか。
- **総合教育研究所** 継続して納めてらっしゃらないという方には、年に3回程度催告を出し続けている形なので、時効というのは発生していないということになります。
- **\_\_\_委員** 滞納金というのはずっと積み重なるということですか。時効による消滅というものが無いということですから、全部取るということなのですか。それが10%と非常に低いということは、取れないものもあるというわけではないのですか。例えば行方不明とか、引っ越しているとか。
- **総合教育研究所** 全部郵送を行ってしまして、引っ越したとかで県外に出ている方もいらっしゃるのですが、基本的に全て追跡できていて、一応届いているという状態です。
- **\_\_\_委員** 一番古い人でどのくらいの方がいますか。
- **総合教育研究所** 水戸市が事業を始めたのが平成17年度ですので、平成17年度で滞納されている方が4人います。
- **\_\_\_委員** 10年前に滞納している人は払う見込みはありますか。一人当たりどのくらいですか。
- **総合教育研究所** 2万5千円くらいです。
- **\_\_\_委員** 10年前の2万5千円を払わないままにしておくということですね。これからも10年20年とそのままなのですか。どこかでどうにかしないといけないと思うのですが。払わない理由は何ですか。それは生活保護とか受けている方なのですか。
- **総合教育研究所** 理由は生活困窮です。生活保護とかは受けていません。
- **\_\_\_委員** 例えば民法上の債権ではあるのですが、一回貧困であれば執行停止すれば、10年後に同じ状態なら免除もできます。免除を勧めるわけではないのですが、漫然としているだけで積み重なっているというのは良くない話なので、何らかの形で払ってもらおうというなら払ってもらおう、払えないということなら違う手続をもって一定期間経過後にはなくした方がいいと思います。ずっと積み重ねて、ただ先延ばしている状態というのはどうですかね。
- **総合教育研究所** 生活困窮者というのが中にはいらっしゃるものですから、いつまでも駄目なものをそのままというのは、法律的に良くないというのは分かります。その辺のところも生活困窮等の状況等を、相手と連絡が取れる状態にあるものですから、きちんと調べまして、対応をしていきたいとは思っています。
- **\_\_\_委員** 少額訴訟とかないことはないのですが、そちらをするか、放棄するか考えた方がいいと思います。何か分からないけど、催告を出して後の人に何でも引き継いでいくというのはというのは、あまり良いことではないと思います。滞納処分できるわけじゃないので難しいのですが、スタンスを明確にした上で、何らかの対応をした方がよいと考えます。
- **\_\_\_委員長** 古い方で納付相談等コンタクトを取った方で、一部でも払っていただけたという事例はありますか。払わない方はずっと払わないのですか。

- **総合教育研究所** 先週、平成 19 年度から滞納されていた方が、全額お支払いいただきました。
- **\_\_\_委員長** そういう方もいらっしゃるのですね。
- **総合教育研究所** 若干ではありますが、いらっしゃいます。
- **\_\_\_委員長** 他の方で何かございますか。
- **\_\_\_委員** 滞納の手段として督促状と催告状の送付とありますが、電話や訪問についてはお考えになりましたか。
- **総合教育研究所** しばらく前のものが入ってくるというケースもございますが、なかなか電話ではやっていられない状態で、催告状を出しているだけという状態です。
- **\_\_\_委員** 訪問なども行われますか。
- **総合教育研究所** 人員の体制が整っていません。
- **\_\_\_委員長** やり方としては新年度始めとか、年度の終わりに集中的に行うとかいう時にアクションを起こすのも効率的なのかなと思います。年度の変わり目に何とか頑張るとかして、手段を改善などに御尽力いただく必要があるのかと思います。各委員から頂きました、手段を改善するという第 1 次評価と同じ形で、いろんな委員からアドバイスを受けたと思いますが、来年も滞納整理事務を継続していただくという形で、見直しの上継続という判断にさせていただきます。  
では、本日についてはここまでの審議となります。残りの 4 事業につきましては、次回の明後日に持ち越しとなります。冒頭で、我々委員会の申出による不納欠損の処理についての資料を出していただいて、検討することになると思います。それでは、今後のスケジュールについて、事務局よりお願いします。
- **事務局** それでは、今後のスケジュールについて御説明いたします。今回は、明後日の 9 月 2 日（水）午後 1 時 30 分から、残りの 4 事業の審議及び行政評価に対する意見についての審議を行います。場所は、本日と同じ本庁舎前プレハブ会議室で開催します。今後のスケジュールにつきましては、以上です。
- **\_\_\_委員** 補足ですが、国保年金課のヒアリングの時に不明確な点があったのですが、あのような理解をされていて様式が分からないことがあってこうなったと思うので、今後のヒアリングで確認をさせていただくということになると思います。
- **\_\_\_委員長** そのための基礎資料を出していただくということでお願いします。ただ今、事務局から説明のありましたスケジュールについて、何か御質問等ございますか。  
〔特に意見なし〕  
それでは、以上をもちまして、第 5 回の委員会を終了いたします。大変お疲れ様でした。